

## 被災住宅支援制度の受付期間を延長します

令和元年台風15号、台風19号及び10月25日の豪雨によって被災された方の住宅に関する支援制度の受付期間を延長することとなりましたのご案内いたします。

制度の詳細は建築課までご連絡ください。条件等によっては支援対象とならない場合がありますので、ご了承ください。

制度名称	制度概要	罹災証明書に記載されている罹災程度			
		大規模半壊	半壊	一部損壊(準半壊)	一部損壊(10%未満)
住宅の応急修理	日常生活に欠くことができない部分の修理を限度額の範囲内で支援する制度です。なお、被災住宅修繕補助金とは併用できません。	○ (限度額 59.5 万円)	○ (限度額 59.5 万円)	○ (限度額 30 万円)	—
被災住宅修繕補助金	被災した住宅の修繕工事を行う方に対象工事額の20%を補助する制度です。(補助限度額：50万円)	○	○	○	○
賃貸型応急住宅	被災したことによって民間賃貸住宅へ転居した(する)方に対し最長2年間の家賃を千葉県が負担する制度です。なお、住宅の応急修理及び被災住宅修繕補助金とは併用できません。	○	○	—	—
生活再建借上住宅	住宅に甚大な被害を受けた方に対し、住宅の修繕等を行う間、一時的に居住する民間賃貸住宅を借り上げて提供する制度です。(最長1年間)	○	○	—	—
賃貸生活補助金	被災したことによって民間賃貸住宅へ転居した方へ家賃の1か月分を補助する制度です。(補助限度額：5万円)	○	○	—	—
災害復興住宅利子補給	住宅復興を目的とした資金を借り入れた方に対し、利子の一部を補助する制度です。	○	○	○	○
申込期限	<b>令和2年4月1日以降も延長。</b> 申込終了日は改めてご案内いたします。				
問合せ先	建築課(市役所8階) TEL:0475-20-1588 FAX:0475-20-1606				

以上